

議案第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（連帯保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改め、「規定」の次に「及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第3項の規定」を加え、第4章中同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（利率）

第15条 災害援護資金は、前条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあつては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条及び第15条の規定は、適用日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(利率)</p> <p><u>第14条</u> 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p><u>第15条</u> 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還 _____ とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定 _____</p> <hr/> <p>_____ によるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p><u>第14条</u> 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。</p> <p>2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(利率)</p> <p><u>第15条</u> 災害援護資金は、前条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあつては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p><u>第16条</u> 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除 _____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)附則第3項の規定によるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>





平成 31 年 1 月 25 日

内閣府（防災担当）

「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る政令を本日（1月25日（金））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 政令の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金制度について、月賦償還による償還方法を追加するとともに、連帯保証人の必置義務を撤廃し、延滞利率を5%に引き下げる制度改正を行い、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実強化を図ります。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの概要

市町村が、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、一定の貸付条件のもとで貸付けを行うことができる制度です。

II 今後の予定

1月30日（水） 公布

4月 1日（月） 施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付 浅井、星野

03-5253-2111（代表、内線 51361・51358） 03-3593-2849（直通）

## 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

閣議決定(予定) : 平成31年1月25日  
公布(予定) : 平成31年1月30日  
施行(予定) : 平成31年4月1日

### ○ 災害援護資金制度の見直し

近年の社会情勢を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、所要の見直しを行う。

#### ① 償還方法の拡充(月賦償還による償還方法を追加)

被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資するため、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に、月賦償還による償還方法を追加する。

#### ② 保証人の要件緩和(連帯保証人の必置義務を撤廃)

被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるよう、災害援護資金の貸付条件の一つである連帯保証人の必置義務を撤廃する。

※ 引き続き、条例で連帯保証人を立てるかどうかについては、市町村の政策判断による。

#### ③ 延滞利率の適正化(延滞利率を5%に引下げ)

近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の違約金に係る延滞利率を10.75%から5%に引き下げる。

### ◆ 災害援護資金の貸付制度の概要 (下線は改正箇所)

#### ○ 根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)

(1) 実施主体	市町村
(2) 対象災害	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
(3) 受給者	(2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
(4) 貸付限度額	350万円
(5) 所得制限	あり
(6) <u>連帯保証人</u>	<u>必置</u> (※)
(7) 利率	年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)
(8) 据置期間	3年(特別の場合5年)
(9) 償還期間	10年(据置期間を含む)
(10) 償還方法	<u>年賦又は半年賦</u>
(11) 貸付原資負担	国2/3、都道府県・指定都市1/3
(12) <u>延滞利率</u>	<u>年10.75%</u>

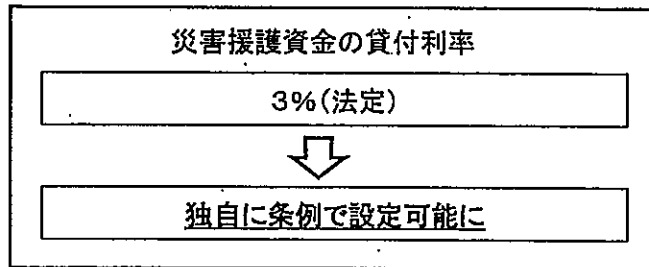
(※) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)(H31.4.1施行)により改正

## 第8次地方分権一括法案

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正関係)

### ○ 災害援護資金の貸付利率(現行3%)について、市町村が条例で設定できるよう見直し

法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるようにすることにより、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資する。(施行日:平成31年4月1日)



#### ◆災害援護資金の貸付制度の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| (1) 実施主体    | 市町村                          |
| (2) 対象災害    | 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 |
| (3) 受給者     | (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者      |
| (4) 貸付限度額   | 350万円                        |
| (5) 所得制限    | あり                           |
| (6) 利率      | 年3% (据置期間中は無利子)              |
| (7) 据置期間    | 3年 (特別の場合5年)                 |
| (8) 償還期間    | 10年 (据置期間を含む)                |
| (9) 償還方法    | 年賦又は半年賦                      |
| (10) 貸付原資負担 | 国2/3、都道府県・指定都市1/3            |





事務連絡  
平成31年4月16日

各市町 災害援護資金貸付金担当課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長

### 災害援護資金の貸付利率設定等の検討状況について

第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律法及び同施行令の改正により、災害援護資金の貸付利率が年3パーセント以内で条例で定める率とされるとともに、貸付の際に保証人を立てるか否かについて、市町の判断で条例で定めることが可能とされたところです。

県において、阪神・淡路大震災時に貸付けた災害援護資金に係る実務を引き続き行っている市を中心に、法令改正に伴う条例等の改正についての検討状況を確認したところ、下記の案での改正を検討している自治体が最も多数でしたので、ご参考にお知らせします。

### 記

- ・保証人を立てるか否かは任意とし、保証人の有無により貸付利率に差を付ける。  
(保証人ありの場合：無利子、保証人なしの場合：年1%)

